様式第２号（第５条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表面）

誓約書

　東松島市長　様

　私は、東松島市お試し移住事業に参加するにあたって、当該事業の目的を理解し、東松島市お試し移住事業実施要綱その他東松島市の指示を遵守いたします。また、同行者においても同様といたします。

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（代表者）

　申請者が未成年の場合

　　上記の者が申請及び誓約することに、同意いたします。

保護者　　住所

氏名

電話

　　※保護者の同意にあたっては、同意する保護者本人の確認書類を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面）

　　　東松島市お試し移住事業実施要綱（一部抜粋）

　（参加者の遵守事項）

第９条　参加者は、お試し移住事業の参加に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） お試し住宅の利用について、善良な管理者の注意をもって行うこと。

（2） お試し住宅の施設設備、備品等を毀損又は紛失したときは、速やかに市長（第３条第２項に規定する施設又は住宅のときは、その所有者又は管理者を含む。）に報告すること。

　（3） 当該事業参加中は、市民としての生活を意識し、地域のルールを守ること。

　（4） お試し住宅の利用終了時は、室内を清掃し、次の利用者が使用できる環境を整えること。

　（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

　（行為の制限）

第１０条　参加者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第１０号に該当する場合であって、身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬又はこれに相当する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

　（1） 参加者以外の者を参加させること。

　（2） お試し住宅を、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。

　（3） お試し住宅を興業の用に供するために利用すること。

　（4） お試し住宅で展示会その他これに類する催しを開催すること。

　（5） お試し住宅を宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。

　（6） お試し住宅を政治活動その他これに類する活動に利用すること。

　（7） お試し住宅を本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成２８年法律第６８号)第２条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動その他これに類する活動に利用すること。

　（8） お試し移住事業参加中において周辺の住民及び市民に迷惑を及ぼす行為をすること。

　（9） お試し住宅の全部又は一部を転貸し、担保に供し、又は権利譲渡すること。

　（10）お試し住宅において犬、猫その他の動物を飼育すること。

　（11）前各号に掲げるもののほか、お試し移住事業の参加者としてふさわしくない行為をすること。